

講和後の極めて困難なる内外の諸情勢に囲まれて、日本民族が名実ともに独立国の態を具有する平和国家を建設することは、まさに維新の大業にたとうべき大事業である。このときに当って、われわれの周辺を顧るに、不幸にして戦中戦後にうん釁された国民精神の弛緩、自主性の喪失、道義の低下、経済力に不相応な消費等の陋習が、今なお衰えるところを知らず、日に日に国民の魂をむしばみつつあるかに見受けられる。かくては民族の独立も、経済の再建も、所詮礎なき砂上の楼閣に終るおそれなしとしない。

斯る好ましからぬ風潮を克服し、健康にして清潔、簡素なる生活秩序を確立することは、この際凡ゆる施策に先行する日本再建の根本問題であることを確信する。講和条約調印を機会に、われわれが新生活運動を提唱する所以である。

この新生活運動が、国民各層の支持を得て、それぞれの生活環境に即応する方式で、各方面から燃え上ることを心から期待する。

二、運動の目標

われわれが、経済人の立場において、この際実行せんとする運動目標は概ね次の如きものである。

- (1) 会社の接待費を極力節減すること
- (2) 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること
- (3) 不健全なる饗宴、贈与を止めること
- (4) 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること
- (5) 冠婚葬祭を簡素化すること、特に形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること
- (6) 営業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること
- (7) 営業用の年賀状、時候見舞等を廃止すること
- (8) 餞別、送迎等を自粛すること
- (9) 諸集会における時間を励行すること

- (10) その他各般に亘る無駄の排除、冗費の節約を行うこと

三、運動の実施要領

- (1) 全国の同友会会員は、各自の立場に即して、この運動を率先実行する
- (2) 有力経済団体に呼びかけ、共同の運動とする
- (3) この運動に対し、政府、政党、官公庁、言論機関等の協力を求める

講和条約発効に伴う経済政策転換の要望

(二七・六・七)

第7回関西経済同友会大会決議 於大阪)

講和条約の発効によって、今後の新しい経済政策の基本方針は特に次の四点に留意すべきであると考えられる。

- (1) 占領下において稍々もすれば失われがちであった経済上の自主性を堅持すること。予算編成、海外市場選択及び財政、金融、産業貿易政策の決定はわが国の自主的な立場において行う。
- (2) 人口に比し資源が相対的に貧困なため貿易が重要な役割を持つ故、今後は安定した市場の獲得、国内産業の育成の外、世界貿易の趨勢からみて国内市場の育成、国内資源の開発を特に必要とする。
- (3) 従来の経済政策等の重点は、経済の量的な拡張におかれたが、今後は産業構造の是正、経営内容の改善、技術水準の引上げ等による質的な拡充に重点をおく。

(4) 戦時及び終戦後の経済統制は、経済の矛盾を将来にひきのばし却って正常化を妨げた。今後日本経済を急速に健全な基盤の上に自立化せしめるには一定の目標の下に総合的長期計画をたて、これにより運用する必要がある。

以上の基本方針を実施するための主たる研究課題は次の通りである。

(一) 産業政策

- (1) 産業構造における重化学工業の地位を強化する。
- (2) 設備投資の重点化、設備制限及び許可の考慮
- (3) 重要産業の保護助成（特別価額制、補助金、免減税等の措置考慮）
- (4) 電源開発の促進
- (5) 農業の近代化と農村の工業化
- (6) 国内資源の開発と活用（合成繊維の育成、国内炭活用等）
- (7) 船舶の拡充

(二) 対外収支維持のための対策

- (1) 特需等の臨時的収入が消失した場合のドル不足に対処するため市場転換等貿易の正常化につとめる。
- (2) アジア諸地域との貿易を促進する。
- (3) 現在国際収支の大きな支えになっている特需及び今後のいわゆる日米経済協力は、産業構造を奇型化しない方向及び限度内で行う。
- (4) 関税制度、輸出保障制度の改善
- (5) 平等互恵の通商航海条約の締結

(三) 財政金融対策

- (1) 臨時的支出を可及的少くし、長期的な資本蓄積方策をたてる。
- (2) 極力減税を実施し、企業の負担を軽減するとともに購買力の増加を図る。
- (3) 公共事業、農業投資を増加し食糧自給度の向上を図る。
- (4) 政府投資は電源開発、造船等の基幹産業に重点をおくとともにそれを中心とした長期投資計画をつくる。
- (5) 金利引下げ、特に輸出入銀行等の公的金融機関の金利引下げ
- (6) 為替銀行の整備
- (7) 証券市場の育成

(四) 企業合理化対策

- (1) 近代化法案の促進、特に鉄鋼機械設備の近代化
- (2) 技術水準の引上げ
- (3) 余裕外貨資金及び臨時的な外貨収入による機械輸入、これによる設備合理化
- (4) 企業設備売却、内部留保増大による企業経営の改善

(五) 商業流通機構の強化対策

- (1) 問屋機構の整備
- (2) 中小企業の組織
- (3) 貿易商社の強化
- (4) 輸出組合の設立

(六) 調査統計の整備

- (1) 機構の整備拡充

(2) 海外情勢の適確迅速な把握

占領政策行き過ぎは正の早急なる

実現を要望する

(二八・六・六)

第8回関西経済同友会大会決議 於徳島

昨秋の第四次吉田内閣誕生以来、政局は頓に混乱を呈し、諸政党は山積せる内外の政治的経済的諸問題の解決をよそに徒らに政争のみをこととして、遂に再び過般の総選挙となり、国務遂行に多大の空白を生ぜしめ、現下最大の緊急事たるわが国経済自立の推進にも著しい停滞が見られるに至ったことは、われわれ経済人として誠に遺憾の極みといわねばならない。従って今回成立を見た新内閣に課せられたる主要任務が、速かに政局の安定に全力を集注することにより、日本経済の自主性確立を目指す諸政策の強力なる実現を期する点に存することは此処に多言を要しない処である。これがためには、速かに強力なる経済外交を展開して輸出貿易振興の方途を講ずると共に、国内経済を計画的に整備して国際競争力の増強に資する万般の措置を講ぜねばならない。

これ等諸般の対策はその各々の部門において実現を見ねばならないのであるが、これが一つとして占領政策の行き過ぎに基く日本経済の現実から遊離した幾多の法規、制度の改正も取り上げねばならない。すなわちこれらの法規、制度の是正なくしてはわが国の経済活動の強化促進は到底期待し得べくもない。しかも緊迫せる内外の諸情勢はこれが実現の一日も早急ならんことを要請しているのである。

われわれは、政府がこの是正措置に対して前内閣以上の熱意をもってこれに当り、特に左の三項目に関しては速かに所定の手続を完了し、直ちに実施に移されんことを切に要望するものである。

(一) 独占禁止法の改正

独占禁止法が輸出貿易の伸長と国内経済力の強化とを妨げる重大な要因をなすものであることは明白なる事実である。よって貿易振興カルテルの容認を始めとする同法の改正は、少くとも前内閣立案にかかる改正案の線で実現を計るとともに、この関連法規たる事業者団体法の廃止を断行すること。

(二) 労働法規の改正

生産性昂揚のため、労働立法の組合偏重傾向を改めて労使双方の衡平なる関係を樹立し、併せて大衆の利益を護る方向を確保すると共に、労働監督機関の簡素化、労働委員会の強化を計るべく、労働関係法規の改正を実現すること。

(三) 税制の改革

シャウプ勧告に源を発する現行税制がわが国の企業活動及び国民消費生活に及ぼした弊害を考慮し、減税特に法人税の減税によって資本蓄積を計ると共に、税体系においては直接税偏向を改め間接税を増徴し、地方税は出来る限り国税の付加税とする等税制の簡素化を計り、さらに地方財政に対する国家の監督権を強化して、もって地方行政の刷新と行政費の節約に資すること。